

情 報

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について(令和6年3月分) …… 2

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年3月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20240305	株式会社鋒行国際観光(法人番号7040001119837) 代表者 靳 嬌	東京都葛飾区 細田3-26-3 ハイツ小梅303	本社営業所	東京都葛飾区 細田3-26-3 ハイツ小梅303	文書警告	道路運送法第95条	令和5年10月3日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)、(2)事業用自動車内の表示義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第42条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)法人役員の変更の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	0	0
20240305	祥雲国際交流株式会社(法人番号5020001111558) 代表者 徐 超	東京都大田区 上池台4-2-6 レイクヒル長原102	本社営業所	東京都江戸川区 瑞江2-1-14 長塚第2ビル603	輸送施設の使用停止(25日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項	令和5年7月24日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)定期点検整備の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(8)点検整備記録簿の保存義務違反(車両法第49条)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	3	3
20240311	境交通株式会社(法人番号6012401012476) 代表者 根本 克己	東京都三鷹市 深大寺2-36-1	本社営業所	東京都三鷹市 深大寺2-36-1	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年2月26日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20240312	日本交通埼玉株式会社(法人番号9030001006497) 代表者 山岡 章	埼玉県さいたま市北区今羽町69-16	本社営業所	埼玉県さいたま市北区今羽町69-16	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年7月26日及び令和5年8月21日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	2	2

20240312	平和交通羽田株式会社(法人番号6010801028324) 代表者 新井 義弘	東京都大田区 羽田1-16-7	羽田営業所	東京都大田区 羽田1-16-7	輸送施設の使用停止(20日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項	令和5年7月18日及び令和5年8月7日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第36条第2項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	2	2
20240312	川口相互タクシー株式会社(法人番号9030001079551) 代表者 武富 佐知子	埼玉県川口市 道合1136	本社営業所	埼玉県川口市 道合1136	輸送施設の使用停止(80日車)	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和5年6月26日及び令和5年7月14日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(6)事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法第30条第2項)、(7)法人役員の変更の未届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)	8	8
20240319	林 達也	東京都板橋区	個人	東京都板橋区	輸送施設の使用停止(40日車) 輸送の安全確保命令	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項	令和5年6月23日及び令和5年6月28日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)、(2)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)	4	4
20240319	木子国際株式会社(法人番号9013301047114) 代表者 宋 偉偉	千葉県白井市 富士101-4	足立営業所	東京都足立区 西新井1-37 -6望月ビル4 01	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和5年9月15日及び令和5年10月12日、事業拡大をしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	1	0
20240319	株式会社アシスト(法人番号8010601027540) 代表者 新堂 聡	東京都墨田区 東墨田3-21 -28	潮見営業所	東京都江東区 潮見2-6-11	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和6年3月8日、駐停車違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0
20240326	南進自動車株式会社(法人番号4020001023969) 代表者 中久喜 俊文	神奈川県横浜市 神奈川区反 町2-16	神奈川営業所	神奈川県横浜市 神奈川区反 町2-16	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法第13条	令和4年11月28日及び令和5年2月21日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	8	8

20240326	スタジアム交通株式会社(法人番号8020001034260) 代表者 尾島 光夫	神奈川県横浜市港北区新横浜2-17-24	十日市場営業所	神奈川県横浜市緑区十日市場町828-2他	輸送施設の使用停止(40日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和5年8月22日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	6	4
----------	---	----------------------	---------	----------------------	-----------------	---	---	---	---

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)